

○介護保険料の徴収を行う権限の徴収吏員へ委任及び 徴収吏員証の取扱いに関する規程

〔平成23年11月1日〕
訓令第1号

改正 平成24年12月3日訓令第1号

(目的)

第1条 この訓令は、介護保険料の徴収を行う権限の徴収吏員への委任及び証票の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(徴収吏員への権限の委任)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第3項及び介護保険法（平成9年法律第123号）第144条の規定に基づき地方税の例により滞納処分に係る事務に従事する介護保険料の徴収を行う徴収吏員に対する広域連合長の権限の委任については、後志広域連合介護保険条例施行規則（平成21年規則第7号）第39条に規定する介護保険料徴収吏員の身分を証する証票（以下「徴収吏員証」という。）を交付することにより行うものとする。

(徴収吏員証の交付)

第3条 広域連合長は、徴収吏員証を交付したとき、又は返納されたときは、徴収吏員証交付簿（別記様式）に所要事項を記載して整理しなければならない。

- 2 徴収吏員証を破損し、又は亡失したときは、直ちに広域連合長に届け出なければならない。
- 3 徴収吏員がその身分を失ったときは、直ちに広域連合長に徴収吏員証を返還しなければならない。

附 則

この訓令は、平成23年11月1日から施行する。

附 則（平成24年訓令第1号）

この訓令は、公布の日から施行する。

